



申告相談日程表

●本庁管内 受付時間：午前9時～午後4時

月/日	該当地区	場 所
2月	16日(月)	池田地区 池田公民館
	17日(火)	
	18日(水)	利南地区 利南公民館
	19日(木)	
	20日(金)	薄根地区 薄根公民館
	23日(月)	
	24日(火)	川田地区 川田公民館
25日(水)		
3月	26日(木)	東倉内町・西倉内町・柳町 高橋場町
	27日(金)	
	2日(月)	市役所 1階 市民ホール
	3日(火)	
	4日(水)	
	5日(木)	
	6日(金) ～16日(月) ※土・日曜日は除く	全地区未済者 ※この期間は大変混み合います。都合の付く人は、できるだけ早めに申告をお願いします

注意事項

申告期間中は指定の会場以外での申告相談はお受けできません。該当地区と場所を確認の上お越しください。

該当地区の日程に都合が付かない人は、各管内の全地区未済者対象の申告相談日にお越しください。

白沢町・利根町振興局管内 3月3日(火)以降の申告会場は市役所1階市民ホールのみとなります。都合の付く人はできるだけ早めに申告相談にお越しください

お願い

- 期間終了間際は大変混み合いますので、早めに申告をお願いします
- 所得税の還付申告は、1月から税務署で受け付けています
- 申告書は自分で記入して提出するようお願いします
- 申告相談に来場する人は収入金額や経費などをあらかじめ集計し、できるだけ記入しておいてください
- 市役所駐車場が狭いため、なるべく車の利用を避けていただくようお願いします

●白沢町振興局管内 受付時間：午前9時～午後4時

月/日	該当地区	場 所
2月	16日(月)	白沢町振興局 2階 農事研修室
	17日(火)	
	18日(水)	
	19日(木)	
	20日(金)	
	23日(月)	
	24日(火)	
3月	25日(水)	市役所 1階 市民ホール
	26日(木)	
	27日(金)	
	2日(月)	
	3日(火) ～16日(月) ※土・日曜日は除く	

●利根町振興局管内 受付時間：午前9時～午後4時

月/日	該当地区	場 所
2月	16日(月)	小松・柿平・青木・砂川 日向南郷・日影南郷 南郷集会所
	17日(火)	(午前) 穴原 ※午前9時～11時 第4生活改善センター (午後) 根利 ※午後1時～3時 根利集会所
	18日(水)	平川 平川集落センター
	19日(木)	輪組・多那・二本松 多那コミュニティーセンター
	20日(金)	大原・老神・園原 大原集会所
	23日(月)	大楊・高戸谷
	24日(火)	追貝
3月	25日(水)	全地区未済者 ※この期間は大変混み合います。都合の付く人は、できるだけ早めに申告をお願いします
	26日(木)	利根町振興局 2階 大集会室
	27日(金)	市役所 1階 市民ホール
	2日(月)	全地区未済者 ※この期間は大変混み合います。都合の付く人は、できるだけ早めに申告をお願いします
	3日(火) ～16日(月) ※土・日曜日は除く	全地区未済者 ※この期間は大変混み合います。都合の付く人は、できるだけ早めに申告をお願いします

市県民税の申告は正しくお早めに

申告期間は**2月16(月)から3月16(月)まで**です

問い合わせ **税務課市民税係☎内線3145**
白沢町総務課市民係☎内線31
利根町総務課市民係☎内線41

- 申告が必要な人**
- 今年1月1日現在、本市に住所があり、平成26年中の所得が次のいずれかに該当する人です。
- ① 営業や農業、不動産、譲渡、雑所得(個人年金や報酬など)があった人
 - ② 給与所得者で給与以外の所得の合計額が20万円を超える人は、確定申告が必要です
 - ③ 給与所得者で、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない人
 - ④ 公的年金だけの人で、日本年金機構などに申告した以外の

平成26年中の所得に対する、平成27年度市県民税の申告受け付けが始まります。市県民税の申告は、昨年1月1日から12月31日までに得た所得を申告するもので、平成27年度の市県民税や国民健康保険税、介護保険料などの課税や児童手当、融資の申請などに必要な所得証明、納税証明の基礎資料となります。

申告書を提出しないと、各種証明の発行や手当などが受けられなくなりますので、申告が必要な人は、3月16日(月)までに必ず申告書を提出してください。



- 申告が不要な人**
- ① 平成26年分所得税確定申告書を税務署へ提出した人
 - ② 給与所得のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から市に提出されている人
 - ③ 給与所得のみで、2カ所以上の勤務先から給与の支払いを受け、その給与の全部について年末調整を行い、給与支払報告書が勤務先から市に提出されている人
 - ④ 諸控除を受けようとする人
 - ⑤ 年金収入が400万円を超える人、または年金以外の所得の合計額が20万円を超える人は、確定申告が必要です
 - ⑥ 病気や失業、または学生などで所得が全くなかった人
- ※申告書裏面の所定欄にその旨を記入してください

雪害による被害を受けた人

昨年2月の大雪などによって、住宅や家財など生活に必要な財産が被害を受けた人は「雑損控除」を受けられる場合があります。

控除を受ける場合、次の書類が必要になります。

- 災証明書
- 修繕が終了したことが分かるもの(写真など)
- 修繕に要した費用が分かる領収書
- 被害を受けた財産などの取得価格の分かるもの(請負契約書など)
- 保険金などで補てんされた金額が分かる書類

問い合わせ 沼田税務署☎2131へ

申告書の提出方法

■申告会場で面談をして申告書を提出する人
次のものを持参してください。

- 申告書
- 印鑑
- 平成26年中の所得が分かるもの(①③)

① 給与所得者は源泉徴収票、給与明細、事業主の支払証明など

② 営業や農業・不動産所得者は収支明細書、帳簿類、領収書など

③ 公的年金などの受給者は、源泉徴収票

④ 医療費や社会保険料・生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書などの支払いを証明できる書類

※申告書が配布されていない人のうち、申告が必要と思われる人は、税務課市民税係へ問い合わせてください

■申告書を自分で作成する人
医療費や生命保険料、地震保険料などの控除を受ける場合は、証明書類を添付の上、記入漏れがないかを確認し、郵送または申告会場に設置の提出箱へ提出してください。